

P.22 アレルゲン表示

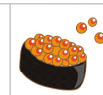
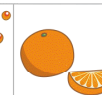
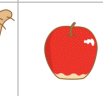
容器包装された加工食品・添加物については、重い症状を引き起こしやすい、あるいは、症例数が多い 8 品目を「特定原材料」と定めて食品表示法のルールに基づき表示を義務付けています。

また、特定原材料に準じるものとして、20 品目に表示の推奨がなされています。推奨ですから、表示されていない場合があります。

▼ 特定原材料 8品目 表示義務

							
えび	かに	くるみ	小麦	そば	卵	乳	落花生 (ピーナッツ)

▼ 特定原材料に準ずるもの 推奨20品目

						
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	カシュー ナッツ	
						
キウイ フルーツ	牛肉	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
						
バナナ	豚肉	マカダミア ナッツ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン

注) くるみの表示義務については、2025 年 3 月 31 日まで猶予期間となっています。

注) 2024 年 3 月 28 日付で、特定原材料に準ずる推奨 20 品目において、まつたけが削除され、マカダミアナッツが追加されました。

注) 2026 年 4 月 1 日付で、特定原材料に準ずる推奨 20 品目において、カシューナッツが特定原材料に移行し、ピスタチオが追加されました。